



福岡県医第 1035 号 (地)
令和元年 7 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

令和元年 10 月改定対応『介護報酬・障害福祉』関連図書の案内について

本年 10 月実施予定の新処遇改善加算や消費税率引上げに伴い、株式会社社会保険研究所より「介護報酬の解釈①単位数表編」令和元年 10 月版ほか新刊、改訂新版の発刊を下記のとおり特別価格で提供する旨、案内がありました。

つきましては、貴会会員に周知いただき、別紙の申込書により令和元年 8 月 30 日 (金)までに貴会より直接、株式会社社会保険研究所宛て F A X (03-3252-7977)にてお申込み下さいますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 貴会への一括納品の場合は、送料無料となります。
- 2) 会員へ直接お送りする場合は、1 回の発送につき、400 円 (税別) となります。
その場合は、別紙の【直送のお申込先】に記載の株式会社社会保険研究所出版営業部 (担当：渡辺様) 宛て E-mail (k_watanabe@shaho.co.jp) にて、お届け先の①郵便番号②住所③医療機関名④担当者氏名⑤電話番号⑥購入される図書名⑦申込部数をお知らせ下さい。送付先が複数ある場合は、Excel データに取り纏めの上、お送りください。
- 3) 請求書については、1) 2) どちらの方法で注文されても、纏めて貴会宛てに送付されます。
- 4) 発刊が遅れる場合は、直接申込された医師会宛てに株式会社社会保険研究所よりご連絡がございました。
- 5) 万が一、10 月の消費税率引上げ後に、追加で注文される場合は、下記の案内価格 (税込 10%) に記載の金額になりますことを申し添えます。

記

No	図書名	案内価格 (税込 8 %)	案内価格 (税込 10 %)	発刊予定
1	介護報酬の解釈①単位数表編 令和元年 10 月版	4,400	4,490	7 月末～8 月
2	障害福祉サービス 報酬の解釈 令和元年 10 月版	4,130	4,210	7 月末～8 月
3	障害者福祉ガイド 2019 年版	3,670	3,740	8 月下旬
4	介護報酬 サービスコードと算定構造 令和元年 10 月版	3,030	3,090	8 月下旬

※価格はすべて税込です。単位：円。
以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

上記書籍購入ご希望の方は、別紙にて 8 月 23 日 (金) までに当医師会事務局へお申し込みください。

小郡三井医師会宛(締切8月23日(金))

FAX73-1559

コード	図 書 名	発刊予定	案内価格 (税込8%)	申込部数
11424	介護報酬の解釈①単位数表編 令和元年 10 月版	7月末～8月	4,400 円	冊
16422	障害福祉サービス 報酬の解釈 令和元年 10 月版	7月末～8月	4,130 円	冊
16560	障害者福祉ガイド 2019 年版	8月 下旬	3,670 円	冊
13350	介護報酬 サービスコードと算定構造 令和元年 10 月版	8月 下旬	3,030 円	冊

医療機関名_____

令和元年10月版

7月発刊予定

平成30年4月版+新処遇改善・消費税改定対応

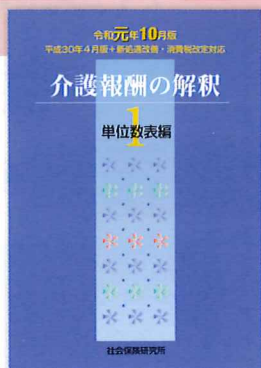
介護報酬の解釈 1 単位数表編

定価 本体4,800円+税/B5判・約1,500頁

ISBN978-4-7894-0500-3 C3047 ¥4800E

2019
改訂

商品No.11424



必要な情報を見開きで配置、一覧性に優れた定本 10月報酬改定(新処遇改善加算・消費税率引上げ)に対応

- 介護報酬の算定に関する情報を網羅しています。「算定基準告示(単位数表)」と、算定要件を定めたいわゆる「関係告示」の内容、そして「留意事項通知」を見開き3段で掲載、算定できる単位数はもちろん、算定要件などのポイントも明快に知ることができます。
- 10月から実施される**新処遇改善加算(介護職員等特定処遇改善加算)**や**消費税率引上げにともなう基本報酬の上乗せに対応**する改訂版です。今回改定の内容の理解に役立つよう、本書冒頭で**改定の概要を解説**しています。
- 3段構成部分は2色刷りで見やすさ・使いやすさに定評があります。
- 介護保険の事業者、施設での介護報酬の算定・請求やサービス計画作成における給付管理業務に必携の書です。

本書の構成(予定)

■今回改定のあらまし

○新設の介護職員等特定処遇改善加算について、また、消費税率引上げにともなう介護報酬の上乗せや食費・居住費の基準額の引上げについて解説します。

■介護報酬の算定構造一覧

- ①指定居宅サービス・指定介護予防サービス
- ②指定地域密着型サービス・
指定地域密着型介護予防サービス
- ③指定居宅介護支援・指定介護予防支援
- ④指定施設サービス等

- サービス別に、基本部分の項目と注による加算・減算の項目の関係を一覧で整理します。
- 各サービスの基本項目がどのように区分されているか、注による加算・減算にどのような項目があり、どのように適用されるのかを確認するのに便利です。

I 在宅の要介護者へのサービス

- (1)居宅サービス (2)地域密着型サービス
- (3)居宅介護支援

II 要介護者への施設サービス

- (1)介護老人福祉施設 (2)介護老人保健施設
- (3)介護療養型医療施設 (4)介護医療院

本書の中心となる部分です。

○各サービスの介護報酬に関して、単位数表告示-関係告示-留意事項通知を3段構成で提示。実務に役立つ情報をまとめます。

III 要支援者へのサービス

- (1)介護予防サービス (2)地域密着型介護予防サービス
- (3)介護予防支援

IV 介護職員処遇改善加算

V 福祉用具購入費・住宅改修費

■索引

訪問介護費

○地域区分別1単位の単価

1級地 11.40円	2級地 11.12円
3級地 11.05円	4級地 10.84円
5級地 10.70円	6級地 10.42円
7級地 10.21円	その他 10.00円

2019年10月改定前後の
単位数を併記

2018年4月改定箇所を下線で、2019年
10月改定箇所を二重下線で表示

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 98単位

注1 指定労働者事務所（指定居宅サービスの事業者の役員、職員及び担当者に関する事項（平成17年厚生省令第37号）に基づき「指定労働サービス事務所」という。）第5条第1項に規定する指定労働関係事務所にいう。以下同じ。の員が職務を（同）に規定する活動目標等を（同）により、以下同じ。が利用者を（介護保険法施行規則（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅サービスの提供に当たる者と厚生労働大臣が定める者）（平成18年厚生労働省告示第338号。注10において「厚生労働省基準表」による。）第1条第3号。第6号及び第13号に規定する者を指す。）と指定労働関係（指定居宅サービスの基本となる）第4条に示されたことを（同）により、以下同じ。を行う場合に、注し且その前日以後に、当該指定労働関係事務所で行う事業者が指定居宅介護（福祉社会生活総合支援）に支障を生ずるもの（法

福祉事業としての事業等の人員、設備及び運営に関する事項（平成18年厚生労働省令第71号）。以下「指定介護福祉サービス」等基準」といふ。第4条第1項に規定する指定居宅生活介護等」とは、又は療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第263号）第5条第3項に規定する重度訪問介護サービス）をいう。（以下において）これら指定介護福祉サービス（以下当該条の第1項に規定する指定介護福祉サービスをいう。）をいう。（以下において）この事業を行う事業所において、指定居宅生活介護とは指定介護等に関する指定介護福祉サービスをいう旨に注意し（注）に於て、指定訪問介護サービスを行なう場合に、現実に要した時間ではなく、訪問介護員が行った居宅サービス基準第20第1項に規定する訪問介護費（以下同）に位置付けられた内容の指定期間と見做すこととなるべき期間の間で所定単位数を算出することとする。

〔この欄で用いた関係告示の略称〕
利用者等告示＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27告94）
大臣基準告示＝厚生労働大臣が定める基準（平27告95）
施設基準＝厚生労働大臣が定める施設基準（平27告96）

各サービスの基本報酬、処遇改善加算を
完全アップデート！

算定基準告示
(単位数表)

關係告示

介護報酬改定時の新規事項を 時期がわかるよう明示

留意事項通知

ハ サービス提供体制強化加算

注 ① 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、指定地域若しくは型通所介護事業所が利用者に対し指定地域を行った場合には、厚生労働大臣が定める基準に適合している市町村長が提出した指定変更通所介護事業所が利用者に対してを行った場合は、当該基準に適合するに反し、1 箇に定率倍を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
- (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ
- (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)
- (4) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

厚生労働大臣が定める基準】
 ▶ 平成基準表示「五十」の「イ」サービス提供体制強化加算(1)イ次のいずれにも適合すること

- (1) 指定地域医療型施設介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること
- (2) 実費超過利用・人員基準文に相当していないこと

□ サービス提供体制強化加算(1)ロ次のいずれにも適合すること

- (1) 指定地域医療型施設介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること
- (2) 実費超過利用・人員基準文に相当していないこと

② 介護職員処遇改善の算定
 注1 厚生労働省の定める基準に適合して介護職員が実施しているものとして市町村に届け出た指定地域密着サービスが、利用者に計上。指定地域密着型介護サービス提供に当たっては原則として、平成33(2021)年3月31日までの間に「44」厚生労働省の定める期末日までの間に、月に1回以上計上に算入する。ただし、これに準じるものの加算を算定する場合は、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に準じて算定する。

① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	イからエまでにより算定する単位 1000円の59に相当する単位
② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	イからエまでにより算定する単位 1000円の43に相当する単位
③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	イからエまでにより算定する単位 1000円の23に相当する単位
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	③により算定した単位に相当する単位
⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	③により算定した単位に相当する単位

※区分支給限度基準額の算定対象外

次）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
次のいずれにも適合するもの

- 1）指定地域型営繕型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- 2）定員超過利用・人員基準欠陥に該当していないこと。

ニ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
次のいずれにも適合するもの

- 1）指定療養型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- 2）定員超過利用・人員基準欠陥に該当していないこと。

※区分支給限度基準額の算定対象外
【厚生労働大臣が定める基準】
→大臣基準告示・五十一の九

水元●介護職員等特定処遇改善加算

注 別に「厚労省労働安全衛生法令」第百三十一条に定める介護職員等処遇改善の資金の支拂等を実施している市町村及び市町村に属する指定地域若しくは指定介護サービス事業所が、利用者に対し、指定地域若しくは指定介護サービスを行っている場合、当該事業所に掲げる区に属し、次に掲げる単位数を所定単位数に計算する。ただし、次に掲げるすべからずの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	イからハまでにより算定した単位数の100分の1に相当する単位数
② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	イからハまでにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数

◆サービス提供体制強化加算について（老計発第0331005号・老損発第0331005号・老老発第0331018号 第2の3の2②）
① 202（15）④から⑦までを参照のこと。

2. 労務サービス提供体制強化等について

① 職員の配置の目安については、常勤勤務方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を参考にすることとした。前年度の実績が6月に満たない事業所（新たな事業を開始し、又は再開した事業所等）については、届出日の属する月の前3月については、常勤勤務方法により算出した平均を用いることとした。また、前年度の、新たな事業を開始し、又は再開した事業所等については、4月以降届出がなかったものであること。なお、介護福祉士（略称）については、各月の前月の末日時点で資格を取得している（略称）者とすること。

② 前年度の3月の場合においては、届出を行った月以降においても、直近3月の職員の割合について、毎月算出時に所定の割合を保持し上げられない。なお、その割合については、前年度の3月の1と、その前年度の4月の2と、その前年度の5月の3（一時的）の届出を算出されなければならない。

③ 勤続年数は、各月の前月の末日時点で勤続年数となるものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の意とは、平成24年3月31時点で勤続年数が3年以上である者とする。

④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務者数に加え、同一事业の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑤ 指定施設で勤務した職員を利用者に直接提供する職員又は指定施設長等が介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員は機関制指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

◇介護職員処遇改善加算について〔第2の3の2(四)2の17〔16〕〕を準用する。

2.06 介護職員処遇改善加算について
介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔平成30年3月22日老老0322第2号〕

— 542 —

- 543 -

令和元年10月版

7月発刊予定

平成30年4月版＋新処遇改善・消費税改定対応

障害福祉サービス 報酬の解釈

定価 本体4,500円＋税／B5判・約1,200頁

ISBN978-4-7894-1733-4 C3036 ¥4500E

2019
改訂

商品No.16422



単位数表・指定基準からQAまで すべての情報をこの一冊に集約！
制度の全体像を解説、単位数表と指定基準は通知と組み合わせて掲載

- 障害者総合支援法および児童福祉法にもとづく、障害福祉サービス・障害児支援の基準、とくに報酬算定と請求に照準をあて、実務上役立つように編集しました。
- 障害福祉サービス提供事業者・施設や相談支援事業者をはじめ、行政担当者、報酬関係実務担当者に待望の一冊です。
- 今回の改訂版は、**10月の報酬改定に完全対応**。各サービスの単位数はもちろん、**新たな処遇改善加算に関する通知**や、**改定内容を理解するための解説記事**も掲載しています。

本書の構成(予定)

■今回改定のポイント

- (1)障害福祉人材の処遇改善
- (2)消費税率引上げに伴う報酬改定

I サービスのしくみ

- (1)サービスを受けるまで
 - ①障害者総合支援法の全体像
 - ②支給プロセスと支援区分の認定
 - ③支給決定のしくみ
 - ④利用者負担の認定
 - ⑤受給者証の交付と更新の申請
- (2)サービス内容と指定基準
 - ①サービス事業所・施設の指定
 - ②相談支援の体系と計画相談支援
 - ③地域相談支援
 - ④居宅における生活支援
 - ⑤日中活動と住まいの場の提供
 - ⑥訓練等給付
 - ⑦障害児を対象としたサービス
- (3)事業所での給付費の請求
 - ①介護給付費等の請求と支払い
 - ②電子請求受付システム
 - ③簡易入力システムを使用した請求
- (4)平成30年度報酬改定のポイント
 - ①主な改定内容
 - ②算定構造とサービス提供実績記録票
 - ③請求書と明細書

II 単位数表

第1章 障害者総合支援法

- (1)計画相談支援
- (2)地域相談支援
- (3)障害福祉サービス
 - ①居宅介護
 - ②重度訪問介護
 - ③同行援護
 - ④行動援護
 - ⑤療養介護
 - ⑥生活介護
 - ⑦短期入所
 - ⑧重度障害者等包括支援
 - ⑨施設入所支援
 - ⑩自立訓練(機能訓練)
 - ⑪自立訓練(生活訓練)
 - ⑫就労移行支援
 - ⑬就労継続支援A型
 - ⑭就労継続支援B型
 - ⑮就労定着支援
 - ⑯自立生活援助
 - ⑰共同生活援助

第2章 児童福祉法

- (1)障害児相談支援
- (2)障害児通所支援
 - ①児童発達支援
 - ②医療型児童発達支援

- ③放課後等デイサービス
- ④居宅訪問型児童発達支援
- ⑤保育所等訪問支援
- (3)障害児入所支援
 - ①福祉型障害児入所施設
 - ②医療型障害児入所施設

III 指定基準

- (1)計画相談支援
- (2)地域相談支援
- (3)障害福祉サービス
- (4)障害者支援施設等
- (5)障害児相談支援
- (6)障害児通所支援
- (7)障害児入所施設等

IV 関係告示・通知

- (1)算定基準関係
- (2)指定基準関係
- (3)医療保険・介護保険等との調整

V 疑義解釈

- (1)令和元年度報酬改定Q&A
- (2)平成30年度報酬改定Q&A
- (3)平成29年度報酬改定Q&A
- (4)平成27年度報酬改定Q&A
- (5)平成26年度制度改正Q&A
- (6)相談支援に関するQ&A
- (7)平成24年度報酬改定Q&A

2019年版

7月発刊予定

市町村担当者・サービス事業所担当者 必携の新刊

障害者福祉ガイド

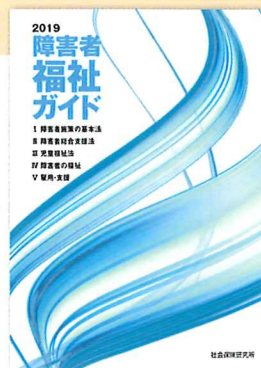
定価 本体4,000円＋税／B5判・約600頁

ISBN978-4-7894-0610-9 C3036 ¥4000E

(令和元年版)

新刊

商品No.16560



障害者基本法から障害者総合支援法を中心とするサービス関連法規、社会手当、雇用支援のしくみまで、施策の全体像がこの一冊でわかる

- 障害者施策は、「地域社会における共生」「差別の禁止と社会的障壁の除去」「国際的協調」を原則とする障害者基本法を中心に、それを具体化する個別法と障害者基本計画にもとづき総合的に推進されています。
- 本書は、障害者施策に関する基本法の考え方、日常生活・社会生活を支援する障害福祉サービスのしくみから社会手当と雇用支援のあり方までを、法令にもとづき確実かつビジュアルに解説するとともに、法令（法律、政令、省令、告示）を内容に従いわかりやすくまとめます。
- 障害者施策・障害福祉サービスにかかわるすべての方が、日々の仕事の基礎となる法令をまとめて手軽に参照できるように、また、相談等への確実な対応にご活用いただけるように作成します。

本書の構成(予定)

項目	解説編	法令編
I 障害者施策の基本法	①障害者基本法と障害者基本計画 ②障害者差別解消法と基本方針 ③障害者虐待防止法等による支援	(1)障害者基本法 (2)障害者差別解消法／同・基本方針 (3)障害者虐待防止法
II 障害福祉サービス	①障害者総合支援法のしくみ 法の目的と理念／障害福祉計画・障害児福祉計画／支給決定／利用者負担 ②障害福祉サービスのしくみ 介護給付費／訓練等給付費／自立支援医療／補装具／相談支援 ③地域生活支援事業 ④児童福祉法と障害児福祉サービス	(1)障害者総合支援法・施行令・施行規則 (2)児童福祉法・施行令・施行規則(抄)
III 障害者福祉	①身体障害者福祉の経緯と現状 ②知的障害者福祉の経緯と現状 ③精神障害者保健福祉の経緯と現状 ④発達障害者支援の経緯と現状	(1)身体障害者福祉法・施行令・施行規則 (2)知的障害者福祉法・施行令・施行規則 (3)精神保健福祉法・施行令・施行規則 (4)発達障害者支援法・施行令・施行規則
IV 社会手当(所得保障)	①障害基礎年金・障害厚生年金 ②年金生活者支援給付金(2019年10月) ③特別障害者手当 ④特別児童扶養手当 ⑤特別障害給付金	—
V 雇用・支援	①障害者雇用の進展 ②障害者雇用促進法のしくみ 雇用義務制度／雇用納付金 ③障害者優先調達のしくみと現状	(1)障害者雇用促進法・施行令・施行規則 障害者雇用対策基本方針 事業主適切対処指針／措置指針 (2)障害者優先調達推進法・基本方針

〔法令編〕

1 障害者基本法と障害者基本計画

●施策の進展を受けた障害者基本法の改正（平成5年／16年）

障害者基本法は、各分野の障害者関連の個別法を指導する基本的な

その後、障害者対策に関する長期計画（昭和58～平成4期計画（平成5～14年度）の進捗を受けて、平成5年に「障に全面改正されました。基本法では、身体障害・知的障害・精神障害を対象に、障害者の自立、完全参加と平等を目的とし、障害者基本計画の策定や雇用の促進等が定められました。

ポイントを
簡潔に提示

基礎的なデータを
関連部分に掲載

平成16年には、障害者基本計画（平成15～24年度）にも対応して、社会参加の一層の促進を図るための改正が行われています。

●障害者権利条約と障害者基本法改正（平成24年実施）
 国連では、障害者の権利・尊厳を保護し、促進するための包括的・総合的な「障害者権利条約」が採択され、わが国も平成19（2007）年に署名しました。平成23年には、条約の理念に沿って、障害者やめざすべき社会の姿を明記するとともに、施策の目標とする障害者基本法改正が行われました。

図表

◆障害者基本法の改則【昭45法84／平成23年改正後】

[illegible]

会が確保されるとともに、情報の取得・利用の手段について選択の機会の拡大が図られること

① 障害を理由として差別することなどの権利利益を侵害する行為をしてはならない
② 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が用いられ、かつ、その実施に伴う負担が過

(6) 国等の責務(第6条) 国・地方公共団体は、(3)(4)(5)の基本原則にのっとり障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に実施する責務を有する。

7 国民の理解（第7条）	国・地方公共団体は(3)(4)(5)の基本原則に関する国民の理解を深めるよう施策を実施する
--------------	---

※平成25年厚生労働省調査による推計（原則として平成23年度の諸調査による数）

障害者総合支援法等
と関連する別告示等
の関係を明示

設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

(法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病)

(令) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しており、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっておき、当該疾病にかかるとともに長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働省令で定めるところとする。

※法の「厚生労働大臣が定める程度」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定

障害者総合支援法等

と関連する別告示等
の関係を明示

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所に於ける入浴、排せつ又は食料の摂取その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することという。

(法第5条第3項に規定するもの)

(附) 第1条第4、法第5条第5項において「重度の肢体不自由者その他の障害者」とは、重度の知的障害者しくは、著しい困難を有する障害者であることをいう。

(法第5条第3項に規定するもの)

場所)

〔則〕第1条の4の2 法第
厚生労働省令で定める場所

段に障害者総合支
法を 右段に施行

2 条第 1 項に規定する助
(平成 9 年法律第 123 号)
る介護老人保健施設及び

介護医療院とする。
(法第5条第2項及び第3項
令で定める便宜)

(四) 第1条の3 法第5条
定する厚生労働省令で定め
つ及び食事等の介護、調理

事並びに生活等に関する情

の関係を明示

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、生活訪問介護、同行援護、行動援助、療育生活、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園（平成14年法律第167号）第11条第一号の規定により独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省が定めてる施設）において行われる障害福祉サービス（施設

(法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設)

〔則〕第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総

法的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法（昭

和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設とする。

(法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める

〔則〕第1条の2 法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、

自立訓練、就労移行支援及び第6条の10第二号の

左段に障害者総合支援法を、右段に施行令や施行規則を配置

令和元年10月版

7月発刊予定

単位数表・算定構造・サービスコードを総覧

介護報酬 サービスコードと算定構造

定価 本体3,300円+税/A4判・約1,000頁

ISBN978-4-7894-0320-7 C3032 ¥3300E



商品No.13350



介護報酬の請求・ケアプランの作成等に用いるサービスコード表を完全収載 10月改定も算定構造・単位数表との関連も一目で分かる

- 介護報酬の請求や、ケアプランの作成・給付管理に必要な「サービスコード」を、**10月の改定に対応し網羅**しています。また、合成単位数の元となる単位数表を**新旧対照表形式**で掲載。サービスコードの根拠とあわせて確認できます。
- さらに、単位数表をビジュアルに図示した「算定構造」も掲載。「単位数表」「算定構造」「サービスコード」のつながりが一冊に集約。難解な単位数表の構成を読み解くとともに、合計およそ25,000コードにも及ぶ合成単位数の根拠を確認できます。

本書の構成(予定)

I 解説編

- ① サービス利用の流れと対象サービス
- ② 介護報酬を規定する単位数表
- ③ 単位数表を図式化した算定構造
- ④ サービスをコード化し網羅したサービスコード表
- ⑤ 「介護報酬」を月単位で請求
- ※ 支給限度基準額, 1単位の単価, 食費・滞在費の負担の軽減

- 介護報酬の請求・給付管理等に関し、「単位数表」「算定構造」「サービスコード」とはなにかという基本的な知識を整理しています。
- また、区分支給限度基準額・地域区分や一単位の単価・補足給付についてなど、必要な情報を掲載しています。

II サービスコード編 (単位数表新旧対照表付)

- ① 居宅サービス
- ② 地域密着型サービス
- ③ 居宅介護支援
- ④ 施設サービス
- ⑤ 介護予防サービス
- ⑥ 地域密着型介護予防サービス
- ⑦ 介護予防支援

- 使い勝手を重視し、居宅サービス、地域密着型サービスなどの大きな区分にとどまらず、訪問介護、夜間対応型訪問介護等、「単位数表新旧対照表」と「サービスコード」を、各サービスごとに切り分けて掲載しています。
- また、サービスコードを構成する項目が、単位数表においてはどこに掲載されているのか等、参照先を明示することで、有機的なつながりをもってまとめています。

III 算定構造編

- ① 居宅サービス・介護予防サービス
- ② 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- ③ 居宅介護支援・介護予防支援
- ④ 施設サービス

- 基本単位数や加減算など、単位数表においては文章により記載されていた規定を図示した、「算定構造」を網羅しています。
- 「II サービスコード編」の参照先を明示するなど、「単位数表」「サービスコード」とのつながりを重視し掲載しています。

5